

平成22年8月9日

各位

職業訓練法人近畿建設技能研修協会
(三田建設技能研修センター)
社団法人兵庫県建設業協会
全国仮設安全事業協同組合 近畿支部

仮設安全監理者資格取得講習会（足場編）

開催のご案内

拝啓 時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、国土交通省の「建設工事事故防止のための重点対策」によると、発注者は『足場の組立て、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置すること、及び必要な点検を行うことを安全協議会等において働きかけるとともに、必要に応じてその点検結果の確認を行う』としております。また同省の「公共住宅の建設工事における足場からの墜落事故防止について」では、足場点検の「専門知識を有する者」として、③足場の組立て等主任者、元方安全衛生管理者等であって、全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者等が挙げられています。

この度、職業訓練法人近畿建設技能研修協会(三田建設技能研修センター)、社団法人兵庫県建設業協会、全国仮設安全事業協同組合近畿支部は共同して、この「仮設安全監理者」の資格取得講習会を下記の要領で開催することといたしましたので、皆様から多数のご参加をいただきますよう、ご案内申し上げます。

なお、当資格取得講習会は（社）全国土木施工管理技士連合会などのCPD（継続学習制度）の学習プログラムに申請・登録可能なプログラムです。

敬具

～ 開催要領 ～

- 1 開催日時：平成22年11月11日（木）AM9：30～PM6：45
 - 2 開催場所：669-1544 三田市武庫が丘6丁目1 三田建設技能研修センター
 - 3 受講資格：下記の公的資格のいずれかを取得されている方とさせていただきます。
 - a. 計画作成参画者
 - b. 足場の組立て等作業主任者技能講習修了者
 - c. 建築士（一級・二級・木造）
 - d. 建築施工管理技士（一級・二級）
 - e. 土木施工管理技士（一級・二級）
 - f. 技術士・技術士補（建設部門）
- 注) 仮設事業に係る製造、販売（含むリース・レンタル）、また足場材を自社保有されている仮設工事業等、足場関係を主たる事業とされている事業者の方は、当組合にご加入下さい。

4 受講科目：(1) 共通 (2) 専用足場 (3) システム足場 (4) 建て方足場
※ 別紙「カリキュラム」をご参照ください。

5 定員：40名

6 申込要領：大変お手数ですが、事務局の管理の都合上、まずは別添の申込書をファックスにてお送り下さい。その時点で仮申し込みとさせて頂き、別途、下記の書類を締切日までにご郵送のほどお願い致します。

(1) 申込書(別添)

(2) 写真(縦3cm×横2.5cm) 2枚

※ 裏面に必ず会社名及びご氏名をご記入ください。

(3) 受講資格となる公的資格を証明する書面の写し

7 締切日：平成22年10月25日(月) 払い込み期限とも

8 受講料：12,000円(特別受講料 通常は18,000円)

※ 交通費、食事等は各自でご負担ください。なお、一旦お納め頂いた受講料はお返しできませんのでご了承下さい。

9 払込方法：下記の口座へ受講料をお振込ください。なお、振込手数料は貴社にてご負担願います。(領収書の発行は省略させて頂きます)

・ 振込先口座：商工組合中央金庫 大阪支店

・ 普通預金：NO. 1053698

・ 口座名義：全国仮設安全事業協同組合 近畿支部

10 お申し込み・お問い合わせ先

全国仮設安全事業協同組合 近畿支部 担当 藤間

〒550-0006 大阪府大阪市西区江之子島1-6-8 シャンピア阿波座1003

TEL：06-6443-5213 FAX：06-6443-5214

090-1548-6242(携帯)

11 仮設安全監理者資格を取得されると

(1) 足場の機材別点検表(80種類)を使用できます。

(2) 足場の点検時の万一の事故に備え、以下の保険が付いています。

【賠償責任保険】 限度額：対人対物共通 一人1億円/一事故5億円

【傷害保険】 限度額：500万円

(3) 組合が運営する仮設安全監理者センターのホームページに、企業名・事業所連絡先等が掲載(個人名はご本人のご了解を得てからの掲載となります。)されます。また点検を実施した現場に仮設安全監理者名・所属会社名等を記載した、仮設安全監理者センター認証の看板「足場安全点検履歴の証」(有料)を掲出することができ、足場点検の取組状況を簡易に確認できるようになります。

1 2 足場に関する国の施策など

- (1) 改正労働安全衛生規則では、足場の組立て・変更時に点検を行い、注文者及び事業者は足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、点検の結果を保存することが義務付けられています。
- (2) 厚生労働省安全衛生部長による指導通達では、足場の点検実施者は、労働安全衛生法第19条の2に基づく足場の組み立て等作業主任者能力向上教育を受講している等、十分な知識、経験を有する者が行うこととされています。
- (3) 厚生労働省安全衛生部長による指導通達では、使用する足場の種類・機材に応じた、点検者の職氏名を記入できる点検表を作成して点検を行うこととされています。

全国仮設安全事業協同組合ホームページ URL：<http://www.kasetsuanzen.or.jp>

仮設安全監理者センター ホームページ URL：<http://www.kasetsu-center.jp>

～ 仮設安全監理者資格取得講習会カリキュラム～

- 9:30～11:00 開講挨拶
導入研修
- ・ 建設業の労働災害の現状
 - ・ 改正労働安全衛生規則について
 - ・ 厚生労働省「手すり先行工法等に関するガイドライン」について
 - ・ 国土交通省建設工事事務事故防止重点対策について 他
- 11:00～12:30 テキスト第4章「養生部門の安全性に関する基礎知識」
～（昼食・休憩）～
- 13:15～14:45 テキスト第5章「足場の安全性に関する基礎知識」
- 14:45～15:45 テキスト第6章「専用足場」
- 15:45～16:05 第4章、第5章、第6章 筆記試験
- 16:05～17:05 テキスト第7章「システム足場」
- 17:05～17:25 第5章、第7章 筆記試験
- 17:25～18:25 テキスト第8章「建て方足場」
- 18:25～18:45 第5章、第8章 筆記試験

※ 当日は筆記用具・電卓をお忘れのないようご注意ください。

仮設安全監理者資格取得講習会(足場編)申込書

送り先：全国仮設安全事業協同組合近畿支部(FAX：06-6443-5214)

受講日	平成 22 年 1 1 月 1 1 日(木)	会場	三田建設技能研修センター
フリガナ			
氏名		生年月日	西暦 年 月 日
自宅住所	〒 ー TEL()ー ー 都道府県		
所属会社カナ		代表者役職	
所属会社名		代表者名	
本社住所	〒 ー TEL()ー ー FAX()ー ー 都道府県		
所属部署住所	〒 ー TEL()ー ー FAX()ー ー 都道府県 (事業所名： 部署名： 役職：)		
Eメールアドレス	@		
取得資格	1. 計画作成参画者	番号：	
	2. 足場の組立て等作業主任者技能講習	番号：	
	3. 建築士(一級・二級・木造)	番号：	CPD番号：
	4. 建築施工管理技士(一級・二級)	番号：	CPD番号：
	5. 土木施工管理技士(一級・二級)	番号：	
	6. 技術士・技術士補(建設部門)	番号：	
CPD等の研修記録	<p>本講習会にて研修記録を希望される方は、要・不要をご記入下さい。※CPD等に関するご質問は、次の各連合会に直接お問い合わせ下さい。</p> <p>◆土木施工管理技士の方(修了証：要・不要) 所管団体：(社)全国土木施工管理技士会連合会(http://www.ejcm.or.jp/)</p> <p>◆建築士・建築施工管理技士の方(修了証：要・不要) 所管団体：(社)日本建築士会連合会(http://www.kenchikushikai.or.jp/)</p>		
ホームページへの掲載について	<p>仮設安全監理者センター(運営：全国仮設安全事業協同組合)のホームページ上に掲載される所属会社の情報(注)に加え、私の識別できる情報(氏名及び仮設安全監理者資格証番号)を掲載することに、 同意する 同意しない (どちらかに○印をご記入ください。)</p> <p>注)所属会社の情報は同意の有無にかかわらず自動的に掲載されます</p>		
備考			